

## 高崎山自然動物園キャラクターデザイン利用等要領

### (目的)

第1条 この要領は、高崎山自然動物園キャラクター（以下「キャラクター」という。）の既存デザインを利用または新規デザイン及び立体物を作成する際に必要な事項を定め、もって大分市高崎山自然動物園（以下「動物園」という。）をPRし、動物園のイメージ向上を図ることを目的とする。

### (利用許諾の申請)

第2条 デザインの利用を希望する者は、デザイン利用（変更）許諾申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等利用方法のわかるもの）
- (2) その他市長が特に必要と認める書類

### (利用の許諾期間)

第3条 利用等の許諾期間は1年以内とする。

- 2 1年を越えて利用を希望する場合は、期間満了の2週間前までにデザイン利用（変更）許諾申請書を提出し、市長から許諾を受けなければならない。

### (利用許諾の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許諾しないものとする。

- (1) 動物園の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) キャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 第三者の利益を害するおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用するとき。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が利用するとき。
- (8) デザインの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあるとき。
- (9) その他、市長がデザインの利用について不適當であると認めるとき。

### (利用許諾の通知)

第5条 市長は、第2条の申請があったときは、その内容が第1条に定める目的に合致し、かつ、前条に該当しないことを確認したときは、利用許諾をデザイン利用（変更）許諾書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、デザインの利用方法について、必要に応じ条件を付することができる。

### (利用許諾の内容変更等)

第6条 前条の規定により利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）が、当該利用許諾を受けた内容について変更しようとする場合は、あらかじめデザイン利用（変更）許諾申請書（様式第1号）を市長に提出し、変更についての許諾を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の変更の申請に係る許可について準用する。

（新規デザイン及び立体物の作成にかかる申請）

第7条 キャラクターを使用した新規デザイン、若しくは立体物を作成し利用しようとする者は、新規デザイン等作成許諾（変更）申請書（様式第3号）に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- （1）新規デザインの概要
- （2）その他市長が特に必要と認める書類

（新規デザイン及び立体物作成許諾の通知）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容が第1条に定める目的に合致し、かつ、第4条に該当しないことを確認したときは、新規デザイン等作成（変更）許諾書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、デザインの利用方法について、必要に応じ条件を付すことができる。
- 3 市長は、新規デザイン及び立体物の作成に係る経費又は役務を負担しない。
- 4 新規デザイン及び立体物の作成にあたっては著作権者と協議を行うこと。

（作成許諾の内容変更等）

第9条 前条の規定により作成許諾を受けた者（以下「作成者」という。）が、当該作成許諾を受けた内容について変更しようとする場合は、あらかじめ新規デザイン等作成許諾（変更）申請書（様式第3号）を市長に提出し、変更についての許諾を受けなければならない。

（遵守事項）

第10条 第2条及び第7条に規定する申請を行った者（以下「申請者」という。）はデザインの利用、新規デザイン及び立体物の作成にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）第1条に規定する目的に留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- （2）許諾を受けた内容の範囲内で行うこと。
- （3）許諾を受けた権利を第三者に譲渡、転貸又は継承しないこと。
- （4）許諾に係る利用対象物の完成後は、速やかに完成品のサンプル又は写真を提出すること。
- （5）法令を遵守すること。

（利用等の料金）

第11条 利用等にかかる料金については、無料とする。

（利用等許諾の取消し等）

第12条 市長は、次のいずれかに該当する場合は許諾を取り消し、申請者に対しその使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、申請者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

- （1）申請者が当該要領に違反したとき。

(2) 申請者が第4条及び第8条に付した条件に違反したとき。

(3) 申請書の内容に虚偽のあることが認められたとき。

(4) その他市長が不相当であると認められたとき。

2 市長は、前項の規定による利用等許諾の取消しにより申請者に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

#### (申請の取下げ)

第13条 申請者は、その申請について取下げする場合は、「申請取下書」(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げにより申請者に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

#### (利用等の非独占性)

第14条 この要領による利用等許諾は、申請者が自己の商標や意匠とするなど、独占して利用等をする権利を付与するものではない。また、申請者及び利用対象物について市が推奨を行うものではない。

#### (経費等の負担)

第15条 市は、利用等許諾の申請及びその実施に係る経費又は役務を負担しない。

#### (賠償責任)

第16条 市は、利用等許諾に起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 市は、申請者が故意又は過失により第三者に損害を与えた場合において一切の責任を負わない。

3 申請者は、デザインの利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

#### (情報の公開)

第17条 市長は、デザインの適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、利用等の許諾及び取消しの状況について情報を公開することができる。

#### (事務)

第18条 この要領に関する事務は、大分市高崎山管理センターが行う。

#### (その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、利用等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する